

5. 駐車施設

□ 駐車施設の整備にあたっての基本方針

障害者の外出手段として最も便利なのが自動車であり、すべての駐車場に障害者用の駐車スペースを設けることが目標である。(本項では単独の駐車専用施設を対象としており、建築物の附帯駐車場や自動車車庫については建築物[6]駐車場の項を参照すること。)

5. 駐車施設

路外駐車場

整備の基本的考え方

建築物の駐車場と同様に、専用の駐車場においても誰でもが施設を利用できるよう、障害者用駐車スペースを設けるとともに駐車スペースから目的の施設まで車いす使用者でも安全に移動できるよう整備を行う。

整備基準

- (1) 出入口(自動車のみの用に供するものを除く。)のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。
- イ 幅は、内法を120cm以上とすること。
 - ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。
- イ 前号に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - ロ 幅は、350cm以上とすること。
 - ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
- (3) 上記第1号に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路は、建築物[7]敷地内の通路の項第1号から第4号までに定める構造とすること。

さらに望ましい基準

- ・ 車いす使用者用駐車施設は駐車台数が200台未満の場合、台数×1/50以上、200台以上の場合、台数×1/100+2台以上設置すること。
- ・ 駐車場内の通路の幅は、180cm以上とすること。

○解説

※内法を120cm以上：幅120cmは人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。(建築物[7]敷地内の通路の項30頁参照)

※車いす使用者用駐車施設：駐車スペースの脇に乗降用のスペースを設けてあるもの。(参考解説図参照)
自動車のドアを開いた状態で車いすから自動車に容易に移動でき、路面に国際シンボルマーク等を標示したもの。

○配慮事項

- ・ 駐車場の出入口や通路には、誘導用の標識等を設置する。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は、2台分以上並べて設ける。
- ・ 見通しの悪い箇所にはミラー等を設ける。

